

匠人 宿泊約款

(適用範囲)

- 第1条 当簡易宿泊所が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当簡易宿泊所が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

- 第2条 当簡易宿泊所に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当簡易宿泊所に申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金(原則として当簡易宿泊所所定の宿泊料による。)
 - (4) その他当簡易宿泊所が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当簡易宿泊所は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立)

- 第3条 宿泊契約は、当簡易宿泊所が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当簡易宿泊所が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

(宿泊契約締結の拒否)

- 第4条 当簡易宿泊所は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係

者その他の反社会的勢力

- ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
- ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例第 19 条の規定する場合に該当するとき。

(宿泊客の契約解除権)

第 5 条 宿泊客は、当簡易宿泊所に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2. 当簡易宿泊所は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、以下の違約金を申し受けます。

7 日～4 日前	宿泊料金の 20%
3 日～2 日前	宿泊料金の 50%
1 日前	宿泊料金の 80%
当日	宿泊料金の 100%
無連絡キャンセル	宿泊料金の 100%

* % は、宿泊料金の総額に対する違約金の比率です。

- 3. 当簡易宿泊所は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 8 時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 1 時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当簡易宿泊所の契約解除権)

第 6 条 当簡易宿泊所は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

- ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例第 19 条の規定する場合に該当するとき。
 - (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当簡易宿泊所が定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
2. 当簡易宿泊所が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、解除の時期に応じて前条第 2 項の区分に従った宿泊料金をいただきます。

(宿泊の登録)

第 7 条 宿泊客は、宿泊日当日、当簡易宿泊所のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当簡易宿泊所が必要と認める事項

(客室の使用時間)

第 8 条 宿泊客が当簡易宿泊所の客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌朝 11 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当簡易宿泊所は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の便用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - (1) 超過 3 時間までは、室料金の相当額の 20 %
 - (2) 超過 6 時間までは、室料金の相当額の 30 %
 - (3) 超過 6 時間以上は、室料金の相当額の 40 %

(利用規則の遵守)

第 9 条 宿泊客は、当簡易宿泊所内においては、当簡易宿泊所が定めて簡易宿泊所内に掲示した利用規則に従っていただきます。

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その

場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第 10 条 宿泊料金等の支払いは、通貨にて宿泊客の出発の際又は当簡易宿泊所が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

2. 当簡易宿泊所が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当簡易宿泊所の責任)

第 11 条 当簡易宿泊所は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当簡易宿泊所の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当簡易宿泊所は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(寄託物等の取扱い)

第 12 条 当簡易宿泊所では次条第 1 項の場合を除き、寄託物等の取り扱いは行っておりません。

宿泊者が当簡易宿泊所内にお持込みになった物品又は現金並びに、貴重品に関しては当施設の故意又は重大な過失がない限り、滅失、毀損等の損害が生じても責任を負いかねます。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第 13 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当簡易宿泊所に到着した場合は、その到着前に当簡易宿泊所が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。但し、現金及び貴重品についてはお預かりできません。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当簡易宿泊所に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当簡易宿泊所は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

(宿泊客の責任)

第 14 条 宿泊客の故意又は過失により当簡易宿泊所が損害を被ったときは、当該宿泊客は当簡易宿泊所に対し、その損害を賠償していただきます。

(管轄及び準拠法)

第15条 本約款に関して生じる一切の紛争については、当施設の所在地を管轄する京都地方裁判所、京都簡易裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。

各利用規則

施設の公共性と安全性を維持するため、当施設をご利用のお客様には宿泊約款第9条に基づき、下記の規則をお守りいただくことになっております。この規則をお守りいただけないときは、宿泊約款第6条第1項8号により宿泊のご継続をお断りさせていただきます。

施設内で火災の原因となる火気などをご使用にならないこと。

施設内は「全面禁煙」となっております。

当施設は一般住宅地にあるALCの施設になりますので、近隣住民に迷惑となるような、高声放歌や喧騒な行為、その他で、他人に嫌悪感を与えたりなさないこと。

施設内に次のようなものをお持ち込みにならないこと。

- (1) 動物、鳥類
- (2) 著しく悪臭を発するもの。
- (3) 著しく多量な物品
- (4) 火薬や揮発油など、発火あるいは引火しやすいもの
- (5) 適法に所持を許可されていない銃砲、刀剣類
- (6) 大麻、麻薬、覚せい剤等

当施設内で、賭博および風紀をみだすような行為をしないこと。

みだりに外来客を施設内に引き入れたり、施設内の諸設備、諸物品などを他の場所に移動、加工、持ち出しさせたり、目的以外の用途に利用させたりしないこと。

施設の建築物や諸設備に異物を取り付けたり、施設内の他の場所に移動したりしないこと。